

2021年11月18日 全6頁

賃上げ税制の実効性を高めるには 「固定給」の上げがカギ

固定給の上げにつながれば、個人消費は年0.6兆円増の試算結果

金融調査部 主任 研究員 是枝 俊悟
経済調査部 研究員 永井 寛之
エコノミスト 久後 翔太郎

[要約]

- 岸田政権は重点政策の1つに、賃金の引上げ額に応じた法人税の減税措置（賃上げ税制）の拡充を掲げている。2013年度に創設された賃上げ税制は、2019年度にかけて年あたり約0.6兆円の名目雇用者報酬の引き上げに寄与したと試算される。もっとも、企業は本制度を利用して賞与を引き上げるケースが多く、所定内給与などの固定給の引上げにはつながりにくかった。
- 短期的には賞与の引上げよりも固定給の引上げが個人消費の増加に寄与する。仮に新たな賃上げ税制の減税額を過去最大規模の0.4兆円と仮定し、それが全て固定給の引上げにつながった場合、約0.6兆円の消費拡大をもたらす試算結果となった。賃上げが消費へと回り、それがさらに企業収益となるという「成長と分配」の好循環をもたらすかのカギは固定給の引上げにあるといえる。
- 「賃上げ税制」を見直す際には、固定給の引上げを減税の条件とするかどうかが目される。その際、社会保険制度における申告書や決定通知を用いれば、個人別の前年度別の給与の増減を企業および税務当局の双方が容易に捕捉・判別できる。税務だけでなく社会保険におけるデータも活用しつつ、実効性の高い制度設計を行うことが望まれる。

「賃上げ税制」とは

自由民主党は、2021年10月末に行われた衆院選の政権公約に賃上げ税制の拡充を掲げた。その衆院選で信任を得た岸田首相は、新しい資本主義実現会議を設置し、同会議が11月8日に公表した「緊急提言（案）～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」¹には「労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業に対する税制支援の強化」が盛り込まれている。

¹ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai2/shiryoku2.pdf

賃上げ税制とは、企業が従業員に対して支払った給与等の額の増加分に応じて法人税の税額控除を受けられる制度であり、2013年度に「所得拡大促進税制」として創設されたものである（うち、大企業については2021年度からは「人材確保等促進税制」に名称が変わっている）。

制度概要は**図表1**の通りであり、制度適用条件として「誰に」支払ったものか（全従業員か、継続雇用者か、新規雇用者か）、また「いつと比べて」給与等の支給額を増加させたか（基準年度比か、前年度比か）については変更が加えられている。しかし、給与等につき総額で判定されており、給与と賞与を区別しないこと、給与等が増加した人数やその比率を考慮しないことは全期間を通じて共通していた。

図表1 賃上げ税制（所得拡大促進税制）の概要

	第1期 (2013～2017年度)	第2期 (2018～2020年度)	第3期 (2021～2022年度)	
			中小企業向け	大企業向け (人材確保等促進税制)
制度適用のための 給与等支給額の条件 (主なもの)	全従業員への総額が 2012年度（基準年度）比で 一定率以上増加	継続雇用者への総額が 前年度比で 一定率以上増加	全従業員への総額が 前年度比で 一定率以上増加	新規雇用者への総額が 前年度比で 一定率以上増加
税額控除の対象となる 給与等の支給額 (A)	全従業員への総額のうち 2012年度比の増加額	全従業員への総額のうち 前年度比の増加額 (B)		新規雇用者への総額 (ただし、左記Bが上限)
上記Aに対する 税額控除率	原則10%	15%～20% (中小企業は15%～25%)	15%～25%	15%～20%

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

これまでの賃上げ税制の効果と課題

賃上げ税制は年当たり約0.6兆円の賃上げをもたらした可能性

賃上げ税制は実際に企業にどの程度の賃上げをもたらしたのだろうか。単純に考えれば、税額控除の適用総額を税額控除率で除した値が、制度適用企業における賃上げ額となる。例えば、税額控除の適用総額が1,000億円で税額控除率が10%であれば、1兆円が制度適用企業の賃上げ総額となる。しかし、賃上げ税制の有無に関わらず賃上げを行う企業も一定割合あるため、この方法だと賃上げ税制の効果を過大推計してしまう。

加藤・本橋・堤（2017）²では、企業に実施したアンケート結果をもとに、賃上げ税制が「賃上げの実施の判断を後押しした」と回答した企業の割合（W）を乗じた下記の算式により2013年度～2016年度における賃上げ税制による賃上げ額を求め、累積で1.46兆円と推計している。

$$\text{賃上げ税制による賃上げ額} = \frac{\text{賃上げ税制の税額控除額}}{\text{税額控除率}} \times W$$

Wの値は、2014年度時点では約18%であった³が、その後の制度の認知度の向上に伴い2017

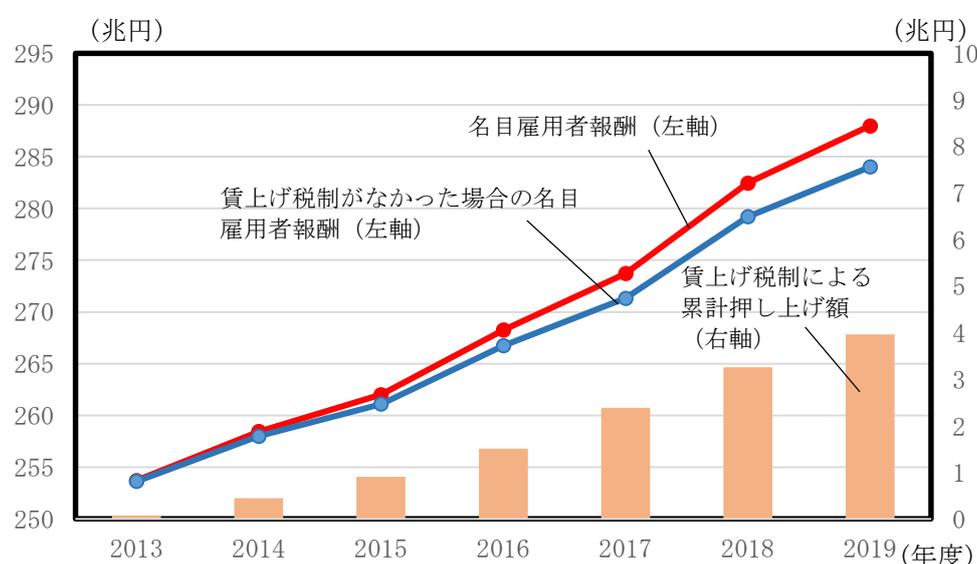
² 加藤 卓生・本橋 直樹・堤 雅彦（2017）経済財政分析ディスカッション・ペーパー DP/17-2「アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算」、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付

³ デロイトトーマツコンサルティング（2015）「平成26年度産業経済研究委託事業 所得拡大促進税制の利用促進に関する調査 報告書」（委託元：経済産業省）による。

年度時点では約 62%まで高まった⁴。大和総研では、加藤・本橋・堤（2017）と同様の手法を用い、Wは2014年度を18%、2017年度を62%として2015・2016年度は線形補完、2018年度以後は62%で一定と仮定して、賃上げ税制による賃上げ額を求めたところ、**図表2**の通り、2019年度までの累計で3.96兆円（年あたり0.57兆円）と推計された。

2012年度から2019年度までのマクロの名目雇用者報酬の増加額は累計で36.5兆円（年あたり5.2兆円）であり、このうち11%程度が賃上げ税制による貢献分とみられる。賃上げ税制は企業の賃上げに一定の効果があったといえるだろう。

図表2 賃上げ税制によってもたらされた賃上げ額の推計結果



(出所) 内閣府統計、財務省統計、パイプドビッツ (2017) 「平成 29 年度所得拡大促進税制の効果測定等に関する調査研究 報告書」 (委託元: 経済産業省)、加藤卓生・本橋 直樹・堤 雅彦 (2017) 「アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算」より大和総研作成

賞与の引上げでは消費への影響は限定的

賃上げ税制は企業の賃上げに貢献したが、その大部分は賞与の増加によるものであった。パイプドビッツ (2017) によると、賃上げ税制により賃金引上げを後押しされたと答えた企業に具体的な内容を尋ねたところ、「賞与支給の支給額」が 56.7%と最も多かった。また賃上げ税制が終了した場合には「賞与支給の支給額に影響」するとの回答割合が 40.5%と最多であった (**図表3**)。

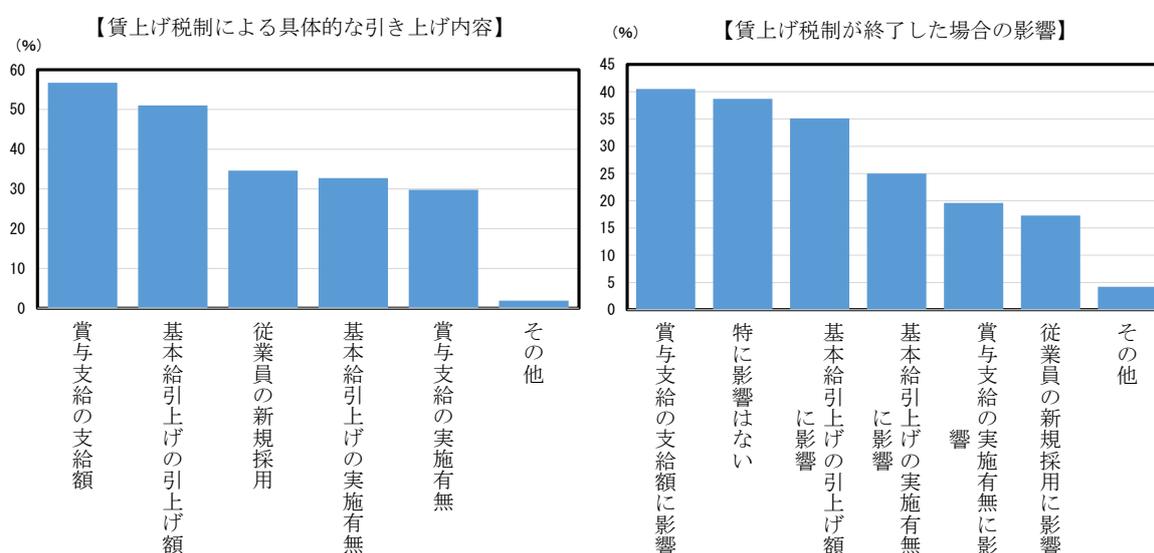
企業が雇用者報酬を増加させる方法としては、主に固定給 (所定内給与などきまって支払われる給与) の引上げ、賞与の引上げ、雇用者数の増加の3通りが考えられる。この点、消費に与える影響は雇用者報酬を増加させる方法によって大きく異なることに留意する必要がある。後述

⁴ パイプドビッツ (2017) 「平成 29 年度所得拡大促進税制の効果測定等に関する調査研究 報告書」 (委託元: 経済産業省) による。

するように、固定給の引上げは消費を増加させやすいが、賞与の引上げでは消費への影響が限定的とみられるからだ（後掲図表 4）。「成長と分配の好循環」を起こすためには、固定給の引上げによる賃上げを支援し、消費拡大へと結びつけることが重要である。

むしろ、賃金は基本的には労働生産性によって規定される。特に、賞与は調整が比較的容易であるのに対し、固定給は下方硬直性があり、企業はその引上げに躊躇しがちである。そのため生産性の向上を伴わず、賃上げ税制だけで固定給を持続的に引上げていくことは困難である。短期的には「賃上げ税制」をカンフル剤として用いるとしても、持続的な賃上げの実現には生産性の向上が求められ、政府は市場の新陳代謝の促進やビジネスモデル転換の支援といった成長戦略に同時に取り組む必要があるだろう。

図表 3 賃上げ税制が賃上げを後押しした理由と制度が終了した場合の影響



(注)左図の原文上のタイトルは「賃金引き上げを後押しした理由」となっている。左図の対象は所得拡大促進税制が賃金引き上げを「大いに後押しした」または「後押しした」と回答した企業。右図の対象は、所得拡大促進税制の適用を受けたことがあると回答した企業。

(出所) パイブドピッツ (2017)「平成 29 年度所得拡大促進税制の効果測定等に関する調査研究 報告書」(委託元: 経済産業省) より大和総研作成

岸田政権の新・賃上げ税制へのインプリケーション

制度設計上の課題と解決策

報道によると、岸田首相はこれまでの賃上げ税制について、「ボーナスなどの一時金を増やした場合でも適用され」ることや、「総額でみているため、一部の従業員の給料だけを大幅に上げたような場合も対象になり得る」⁵ことなどを問題視しており、固定給ベース・個人ベースで賃金を引上げることを重視している模様である。もっとも、税制上、固定給ベース・個人ベースの

⁵ 2021 年 10 月 14 日付日本経済新聞朝刊 5 面より。

賃上げを把握することは困難であり、財務省・経済産業省は制度設計上の課題を抱えている⁶。

法人税の中には、雇用者報酬を給与と賞与に分けたり、個人別に分けたりして申告する仕組みはないが、社会保険制度（厚生年金および健康保険制度）においては、個人別かつ給与・賞与別に分けて支給額を申告し、それに基づいて社会保険料の納付が行われている。このため、新たな賃上げ税制においては、社会保険制度における給与が前年度比一定率以上上がった従業員の割合が一定率以上であること⁷を適用条件にすれば、企業側および税務署側の双方にとって制度適用の有無が判別しやすい制度設計が可能である。

これまで、税制は税制の枠内、社会保険制度は社会保険制度の枠内で制度設計が行われることが多かったが、今後は所得情報等を相互に利用することでより精緻な制度設計を行い、政策効果を高めていくことが重要であろう。

過去最大規模の減税が固定給引上げに繋がれば最大年 0.6 兆円の消費押し上げとなる可能性

新たな賃上げ税制における減税額・税額控除率がともに過去最高規模（年 4,000 億円規模、税額控除率は平均で 20%）で実施されるものと想定し、一定の仮定⁸を置いた上で賃上げ額を試算すると、その額は年 1.24 兆円程度となる。

ただし、賃上げ額によって消費が喚起される度合いは、賃上げの内容に依存する。例えば、厚生労働省(2015)⁹では、所定内給与、所定外給与、特別給与、フルタイム労働者、パートタイム労働者といった要因が個人消費に与える影響を推計し、所定内給与の増加が最も個人消費を押し上げることを指摘している。

こうした先行研究を参考に、きまって支給する給与、特別給与、雇用者数という 3 つの要因の変化が勤労者世帯の消費の変化に与える影響を推計し、新たな賃上げ税制による年 1.24 兆円規模の賃上げを通じて、どの程度勤労者世帯の消費が短期的に押し上げられるかを試算したものが**図表 4**である。全てきまって支給する給与の引上げによって 1.24 兆円の賃上げが実現した場合、年約 0.6 兆円程度消費が押し上げられるとの結果を得た。同様に、雇用者数の増加によって同額の賃上げが行われた場合には、消費の押し上げ額は年約 0.4 兆円と試算される。なお、特別給与の引上げによる勤労者世帯の消費の押し上げ効果に関しては、統計上有意ではない。

しかし、実際には前述の図表 3 で示した通り、賃上げ税制に対する企業の対応は様々である。そこで、仮に**前掲図表 3**における賃上げ税制による基本給（きまって支給する給与）と賞与（特別給与）と従業員の新規採用（雇用）を引き上げた企業の割合を用いてそれぞれの消費の押し上げ額の加重平均値を取ると、新たな賃上げ税制による年 1.24 兆円規模の賃上げを通じた消費の押し上げ額は 0.3 兆円程度と試算される（**図表 4**の「現実に想定される押し上げ額」）。以上の

⁶ 同上。

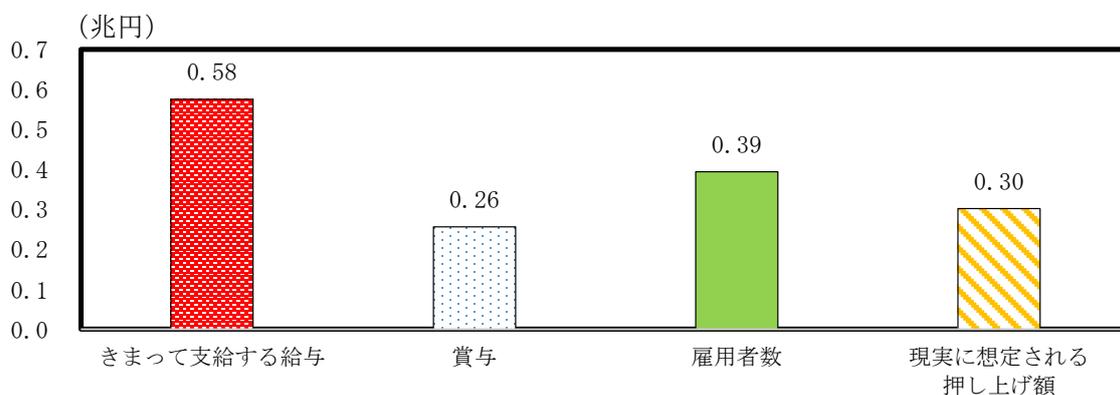
⁷ 正確には、健康保険制度における「標準報酬月額」が前年度比 1 等級以上上がった従業員の割合を用いることが考えられる。厚生年金にも同様の仕組みがあるが、健康保険制度の方が対象としている従業員の年齢および月給の上限・下限の範囲が広いため、健康保険の「標準報酬月額」を用いた方がよいものと考えられる。

⁸ 加藤・本橋・堤（2017）と同様の手法を用い、W を 2017 年度と同水準の 62% と仮定した。

⁹ 厚生労働省（2015）「平成 27 年版 労働経済の分析 ―労働生産性と雇用・労働問題への対応―」

試算からも、賃上げ税制の実効性を高めるには、固定給の引上げがカギとなることが示唆される。

図表 4 新・賃上げ税制の消費押し上げ効果の試算結果



(注1) 推計式は以下の通り。説明変数・被説明変数ともに前年比。勤労者消費=0.69×きまって支給する給与+0.08×賞与+0.59×雇用者数+消費増税ダミー。きまって支給する給与と雇用者数は5%有意。賞与は10%でも有意でない。なお、推計期間は1990年第1四半期～2019年第4四半期。

(注2) 「現実に想定される押し上げ額」はパイブドビッツ (2017) のアンケート調査から、基本給と賞与と雇用者数を増加させた企業の割合を加重平均した。これと各項目の消費の押し上げ金額を掛け合わせたもの。(ただし賞与は10%で有意でないため消費の押し上げ金額をゼロとみなした)

(注3) 推計方法や推計期間などによって変化するので、推計値は幅をもって見る必要がある。

(出所) 内閣府、総務省、厚生労働省統計、パイブドビッツ (2017) 「平成29年度所得拡大促進税制の効果測定等に関する調査研究 報告書」(委託元:経済産業省)、加藤 卓生・本橋 直樹・堤 雅彦(2017)「アベノミクスにおける賃金・所得関連施策の効果試算」より大和総研作成

【以上】